

平成29年度古殿町職員（資格免許職） 採用候補者試験募集要項

古殿町職員（資格免許職）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

- 保育教諭 若干名

2. 受験資格

- 保育士及び幼稚園教諭

昭和62年4月2日以降に生まれた者（学歴は問いません。）

資格、免許を有する者又は平成29年3月までに取得見込みの者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 古殿町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

次により行います。

(1) 第1次試験

① 教養試験（短大卒程度）

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験及び適性検査を行います。

② 専門試験

それぞれの試験職種の職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行ないます。（試験職種は、保育士で行ないま

す。)

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行うほか、小論文試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	時 間	試 験 場	発 表
第1次試験	平成28年 7月24日(日)	受 付 9:00～ 9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～14:30 試験終了後、適 性検査を行ない ます。	福島市金谷川1番地 福島大学	平成28年8月 下旬、町役場掲 示板に合格者 番号を掲示す るほか、受験者 に合否を通知 します。
第2次試験	平成28年 9月上旬	別に通知する。	古殿町大字松川字新 桑原31番地 古殿町役場 Tel 0247(53)3111	平成28年 10月下旬

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、古殿町の給料表によるが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、古殿町役場総務課で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書き、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型

2号)を必ず同封して送付してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、古殿町役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は82円切手を貼った自分宛の返信用封筒(定型サイズ)を同封し、その表に「資格免許職試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

平成28年5月26日(木)から同6月24日(金)まで
(執務時間内に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、6月22日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、古殿町個人情報保護条例第25条第2項の規定により口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1ヶ月間	古殿町役場 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 受験者は、昼食を持参すること。なお、学生食堂も利用できます。
- (3) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用して下さい。
- (4) 受付時間は厳守してください。